

令和 5 年 5 月  
警 察 庁  
共 管 各 省 庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」  
に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 5 年 3 月 10 日から同年 4 月 8 日までの間、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行った結果、5 件の御意見を頂きました。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和 5 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 2 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 5 年 3 月 10 日

3 頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本命令案に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 5 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	5 件
電子メール	0 件
F A X	0 件
郵 送	0 件

**「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について**

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>生体認証つきスマホに限定して運用許可を出すほうがいい。</p> <p>生体認証なしのスマホでは、なりすましや偽造の方法を考えてくると思う。ICチップが永遠に安全とは限らないと想定しているため。</p>	<p>「移動端末設備用署名用電子証明書」は、移動端末設備の種別にかかわらず、現行制度と同様、高いセキュリティ対策がなされるものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p>
2	<p>反対する。</p>	